

## 〔薬学研究科医療薬学専攻 学位論文審査基準〕

薬学研究科医療薬学専攻（博士課程）における学位論文の審査は、ディプロマ・ポリシーに基づき、学位論文が専攻分野の理念に合致し、かつ、高い専門性を有しているかを以下の項目に沿って、総合的に審査・評価する。

学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、評価項目すべてを満たし学位論文の水準に達成していると認められたものを合格とする。

なお、学位論文が満たすべき水準や評価基準及び評価手段は、講義概要（シラバス）に観点ごとに明示している。また、**審査委員の体制・審査方法等の事項**は『履修要項』に明記すると共に大学のホームページ等で公開している。

### 1. 〔研究の重要性〕

薬学およびその関連領域での研究として、学術的・社会的に重要性を有している。

### 2. 〔研究領域の理解〕

研究領域の背景を正しく理解し、適切な文献を引用している。

### 3. 〔研究方法の妥当性〕

研究方法が適切で妥当性を有しており、試料や情報の入手が適切である。

### 4. 〔結果および結論の妥当性と重要性〕

実験や調査の結果が妥当性と重要性を有しており、新規性や独創性がある。

### 5. 〔論文の形式・体裁〕

論文の形式及び体裁が適切な文章構成となっている。

評価項目	評価内容	Positive	↔		Negative
		4	3	2	1
研究の重要性	薬学およびその関連領域での研究であり、その内容が学術的または社会的に重要であるか。				
研究領域の理解	当該研究領域の背景を正しく理解し、適切な文献を引用しているか。				
研究方法の妥当性	実験手法や解析法が妥当であるか。また、試料や情報の入手先が正しく適切に記載されているか。				
結果および結論の妥当性と重要性	実験や調査の結果が客観的・論理的にかつ正確に記述されているか。また、結論が当該研究領域において新規性や独創性があるか。				
論文の形式・体裁	語句の使い方や文章表現が適切であるか。学位論文としての体裁は整っているか。研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）がないか。				

- 評価基準 すべての評価項目において、1がないこと。
- 5項目の合計が13以上であること